

あつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よつて、議長は、海岸砂地地帶農業振興対策審議会委員ご武内五郎君、

国土開発総貫自動車道建設審議会委員に鈴木英吉と署名いたします。

卷之三

○副議長（河野謙三君）この際 日程に追加して

中央更生保護審査会委員の任命に関する件を議題とする」と御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内閣から、犯罪者予防更生法第五条第三項の規定により、二六四六部局、議院三議院の上院議員

保護審査会委員に任命したことについて、本院の

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

贊成者起立

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

決しました。

○副議長(河野謙三君) この際、日程に追加し

日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件

を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

り、池松文雄君、頼母木眞六君、平塚泰藏君、我妻義
吉之助文政局、吉野義経君、義徳君、義貞君、義
昌君、義徳君、義徳君、義徳君、義徳君、義徳君、

ことについて、本院の同意を求めてまいりまし

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求め

四百三〇

同日内閣から、国土開発総幹自動車道建設審議会委員長である左記の者から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 中村 英男

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十日任期満了の川上和吉の後任)

久下 勝次

本日委員長から左の報告書が提出された。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決
報告書

石油ガス税法案可決報告書

石油ガス税法案可決報告書

○副議長(河野謙三君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、

海岸砂地帯農業振興対策審議会委員、国土開発総幹自動車道建設審査会委員各一名の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○柳岡秋夫君 各種委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○栗原祐幸君 ただいまの柳岡君の動議に賛成をいたします。

○副議長(河野謙三君) 柳岡君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員に武内五郎君、国土開発総貿易自動車道建設審議会委員に鈴木英一君を指名いたします。

○副議長(河野謙三君) この際、日程に追加にて、中央更生保護審査会委員の任命に関する件を委嘱題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。内閣から、犯罪者予防更生法第五条第三項の規定により、一木炳太郎君、藤野庄蔵君を中央更生保護審査会委員に任命したことについて、本院の承認を求めてまいりました。

本件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することと決しました。

○副議長(河野謙三君) この際、日程に追加にて、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。内閣から、放送法第十六条第三項の規定によつて、池松文雄君、頼母木真六君、平塚泰蔵君、我妻栄君を日本放送協会経営委員会委員に任命したことについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

○副議長(河野謙三君) この際、日程に追加し社会保険審査会委員長の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

法第二十二条第一項の規定により、社会保険審査会委員長に久下勝次君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十年十二月二十五日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗雄三殿

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

(目的)

して國民がひとしくその恵沢を享受し、後代の國民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するため国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて國土愛の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「古都」とは、わが國往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

第二条 この法律において「歴史的風土」とは、わが國の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

(国及び地方公共団体の任務等)

第三条 国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まことに、委員長の報告を求めます。建設委員長中村順造君。

2 内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。

(歴史的風土保存計画)

第五条 内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び歴史的風土審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「歴史的風土保存計画」という。)を決定しなければならない。

第六条 内閣総理大臣は、前項の規定による計画を定めたときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

(歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項)

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

3 一 歴史的風土保存区域内における行為の規制

(その他歴史的風土の維持保存に関する事項)

4 前二項の規定による土地の買入れに関する事項

(歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項)

5 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

6 質の変更

(木竹の伐採)

7 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形

(風土の保存に関する事項)

8 三 風土の保存に関する事項

9 四 土石の類の採取

(木竹の伐採)

10 五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

11 六 質の変更

(土石の類の採取)

12 七 二 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(歴史的風土特別保存地区の指定)

8 四 前二項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。

(歴史的風土特別保存地区の指定)

9 五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

10 六 質の変更

(木竹の伐採)

11 七 二 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(特別保存地区内における行為の制限)

8 八 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為

(特別保存地区内における行為の制限)

9 九 二 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(特別保存地区内における行為の制限)

10 十 二 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(特別保存地区内における行為の制限)

11 十一 二 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(特別保存地区内における行為の制限)

12 十二 二 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

ることができる。

2 府県は、特別保存地区の指定があつたときは、その区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(歴史的風土保存区域(特別保存地区を除く)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為うちする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。

その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

第七条 歴史的風土保存区域(特別保存地区を除く)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。

（歴史的風土保存区域(特別保存地区を除く)内における行為の届出）

8 二 府県は、特別保存地区の指定があつたとき

は、その区域内にこれを表示する標識を設置

しなければならない。

この場合において、特別保

存地区内の土地の所有者又は占有者は、その設

置を拒み、又は妨げてはならない。

着手している行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 土石の類の採取

五 建築物その他の工作物の色彩の変更

六 屋外広告物の表示又は掲出

七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

八 府県知事は、前項各号に掲げる行為が政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

九 建設大臣は、第一項ただし書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ歴史的風土審議会の意見をきかなければならぬ。

十 第一項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附すことができる。

十一 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

十二 この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十二号)の定めるところによる。

十三 府県知事は、前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」といふ。)を命じようとするときは、あらかじめ当該原状回復等を命すべき者について聽聞をなわなければならない。ただし、その者が正當な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないとときは、この限りでない。

十四 第五項前段の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命すべき者を確定することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を命ずべき者を確定することができない。

十五 当該原状回復等を命ずべき者を確定した者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

十六 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国(機関)は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

十七 第九条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合には、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

十八 一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、第十条に規定する法律(これに基づく命令を含む。)の規定により許可を必要とする場合は、以下この号において同じ。の規定により許可を必要とされている場合において、たとき。

十九 当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二十 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない。

二十一 第十二条 前条の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

二十二 第十三条 国は、歴史的風土保存計画を実施する

県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。その範囲内において、その実施を促進するところに努めなければならない。

二十三 前項の規定による協議が成立しない場合においては、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

二十四 第十条 第七条及び第八条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)、奈良国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五号)、京都国際文化観光都市建設法(昭和二十二年法律第二百五十一号)その他の法律(これらに基づく命令を含む。)の規定の適用を妨げるものではない。

二十五 第十一条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第八条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入れるべき旨の申出があつた場合には、当該土地を買入れるものとする。

二十六 第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、古都たる市町村が特別保存地区内における家屋又は土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度分の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該各年度分の減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

二十七 第十六条 総理府に、附屬機関として、歴史的風土審議会(以下「審議会」という。)を置く。

二十八 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じ、歴史的風土の保存に関する重要な事項を調査審議する。

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 第十七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。
- 3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 9 この法律に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。(報告、立入調査等)
- 第十八条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 府県知事は、第八条第一項、第四項又は第五項前段の規定による権限を行なうため必要があ

- る。と認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることがあると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 第十九条 審議会は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (大都市の特例)
- 第十九条 この法律中府県が処理することとされている事務又は府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」といふ。)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中府県又は府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

- 第二十条 第八条第五項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
- 一 第八条第一項の規定に違反した者
- 二 第八条第四項の規定により許可に附せられた条件に違反した者
- 第三条第六号の二の次に次の一号を加える。
- 六の三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和二十三年法律第百十三号)による特別保存地区の指定及び特別保存地区内における歴史的風土の維持保存に
- 3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のようにより改正する。
- 4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のようにより改正する。
- 第一 第六条第二項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者
- 二 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十八条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第二十三条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。
- 第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第二十条から第二十二条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 都市計画法の一部改正
- 都市計画法の一部を次のように改正する。
- 第十条に次の二項を加える。
- 都市計画区域内ニ於テハ古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法ニ依ル特別保存地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スヘシ
- (建設省設置法の一部改正)
- 3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のようにより改正する。
- 4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)による特別保存地区の指定及び特別保存地区内における歴史的風土の維持保存に

- 中村順造君登壇、拍手
- 本法案施行に要する経費としては、初年度約六億五千万円の見込みである。
- 〔中村順造君登壇、拍手〕
- 本法案の概要の第一は、わが国往時の政治、文化の中心として、歴史上重要な地位を有する他の市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村を「古都」と定義し、内閣総理大臣は、その古都における歴史的風土を保存するため、必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができます。また、指定されたときは、当該区域について、行為の規制、関連施設の整備、土地の買い入れ等の事項を内容とする歴史的風土保存計画を決定しなければならないこととしております。
- 第二は、「歴史的風土特別保存地区」の指定についてでありまして、歴史的風土の保存上、当該区域の重要な部分を構成している地域について、建設大臣は、都市計画法の定める手続によって、都市計画の施設として、「歴史的風土特別保存地区」

昭和四十年十二月二十九日 参議院会議録第五号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案

第十五条第一項の表中港湾調整審議会の項の

次に次のように加える。

又は虚偽の報告をした者

		道府県		人口	
		1 費	2 費	3 費	4 費
一 消防費	1 厚生労働費	生活保護費	社会福祉費	教育費	その他の費
二 土木費	2 農業行政費	3 行政費	4 工事費	5 災害復旧費	6 その他の行政費
人口	農家数	耕地の面積	失業者数	工場事業場労働者数	人口
一人につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき
五五六〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	三九三〇〇	一一八、〇〇〇

		市町村		道路費	
		1 費	2 費	3 費	4 費
一 公共事業費等特別償還金	2 地方債の元利償還金	3 災害復旧費	4 その他の費	5 教育費	1 道路費
元たる地行に充てたため	元利償還金に充てたため	災害復旧費	恩給費	教育費	木橋の延長
利子を許可されるに	利子を許可されるに	道府県税の税額	恩給受給権者数	土地区画整理事業の面積	道路の面積
係る	係る	人口	人口	都市計画区域における人口	道路の延長
五五六〇〇	九五〇〇〇	面積	千円につき	一坪につき	一メートルにつき
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
五三九〇〇	一八〇、〇〇〇	四一、七〇〇	一二七〇〇	一八五〇〇	一五九〇〇
二五〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	五三九〇〇	六四九〇〇	一五四〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	二〇三〇〇	二二七〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	一三三、一〇〇	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	一四六、四〇〇	一五八〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	六四七、〇〇〇	一五四〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	六八二、七〇〇	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	五、七七〇	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	三三一	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	一〇〇	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	八一、〇〇〇	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	四一三	一五九〇〇
一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき
一八〇、〇〇〇	九五〇〇〇	一八〇、〇〇〇	九三二〇〇	四〇四六	一五九〇〇

2 商工行政費	商工業の従業者数	三〇四〇〇
3 産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき 一、一一二〇〇
六 その他の行 政費	市町村税の税額	千円につき
1 徴稅費	本籍人口	一人につき
2 戸籍住民登録費	世帯数	一世帯につき
3 その他の諸費	面積	一人につき
七 災害復旧費	災害復旧事業費	千円につき
八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債の元利償還金	一平方キロメートルにつき
九 辺地対策事業費	元利償還金	三四六、〇〇〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	九五〇〇〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一、〇一八〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一三七〇〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	五三〇〇〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一三九〇〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	二五〇〇〇〇〇
	公共事業費等特定の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	五七〇〇〇〇〇

(昭和四十一年度分から昭和四十七年度分までの地方交付税の総額の特例)

第二条 昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法第六条第二項(昭和四十一年度から昭和四十四年度までの各年度分にあつては、昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律第二条)の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。

2 前項の借入金の額は、昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭和四十一年度法律第一号)第四条第一項の規定による基準財政需要額に算入するため、その算定に用い算(特第2号)に計上された額とし、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度において借り入れる借入金にあつては同条第二項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に各地方団体に対して交付された昭和四十一年度分の普通交付税の額は、同年度分の普通交付税の額の概算交付額とみなす。

この法律案は、國税三税が減額補正されることに伴う地方交付税の落ち込み分を國の一般会計の負担において補うこととし、本年度当初予算に計上された地方交付税の総額をもって本年度の地方交付税とする旨の特例を設けるとともに、國家公務員の給与改定に準じて、地方公務員の給与改定を行なうに要する財源を地方団体に附与するため、昭和四十一年度限りの地方交付税の特例措置等を講じようとするものであります。

その内容の第一は、地方交付税の総額は、昭和四十一年度に限り、本年度当初予算計上額に資金運用部からの借り入れ金三百億円を加算した額とし、この加算額は全額普通交付税として配分することといたしております。

〔副議長退席、議長着席〕

第二は、地方公務員の給与改定に要する経費を基準財政需要額に算入するため、その算定に用いて借り入れる借入金を償還するため、昭和四十一年度から昭和四十七年までの七年間に限る単位費用の特例を定めることとしたおりま

す。

第三は、交付税及び譲与税配付金特別会計における財政処理の特別措置に関する法律(昭和四十一年度法律第一号)第四条第一項の規定による基準財政需要額に算入するため、その算定に用いて借り入れる借入金を償還するため、昭和四十一年度から昭和四十七年までの七年間に限る単位費用の特例を定めることとしたおりま

す。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 「賛成者起立」

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

理由を聞いた後、地方公務員の給与改定による財源措置等につき慎重に審査をいたしましたが、そ

以上両案を一括して議題とすることに御異議なし。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案、

日程第四、日本蚕糸事業団法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

ざいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲原善一君。

額を下つてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年十二月二十五日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

日本蚕糸事業団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年十二月二十五日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

第二条 日本蚕糸事業団(以下「事業団」という。)

(法人格)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

(事務所)

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額及び附則第八条第一項の規定により出資される営業の価額並びに事業団の設立に際し次条各号に掲げる者から出資される金額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができること。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第五条 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

2 事業団が直接又は間接の構成員となつて持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 第十五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十二条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十三条 事業団でない者は、日本蚕糸事業団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)、第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用す

れ及び完済し、委託による乾繭の売渡し等の操作を行なうことにより、繭及び生糸の価格の適正な水準における安定を図ることを目的とする。

ついで、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

第八条 事業団は、記名式とする。

3 前項に規定するものほか、出資証券に関する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するものほか、出資証券に関する。

2 事業団は、出資者に対する出資証券に開示する。

3 必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定による輸出適格生糸の売渡しの価格は、政府による当該輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た

る。

第一条 日本蚕糸事業団は、蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資するため、生糸の買入

第一條 第二章 総則

三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林省令で定めるその他の法人

第六条 事業団に出資する者は、出資の払込みに

八一

る。

第二章 役員等

第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、

理事四人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のはか、

非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務

を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事

長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に

事故があるときはその職務を代理し、理事長が

欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提

出することができる。

(役員の任命)

第十六条 理事長及び監事は、農林大臣が任命す

る。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が

任命する。

(役員の任期)

第十七条 理事長及び理事の任期は、三年とし、

監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤

の者を除く）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十九条 農林大臣又は理事長は、それぞれその

任命に係る役員が前項の規定により役員となる

ことができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に

係る役員が次の各号の一に該当するとき、その

他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

うとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 事業団と理事長との利益が相反する

事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長は、理事又は事業団の職員の

うちから、事業団の従たる事務所の業務に関し

一切の裁判外又は裁判外の行為をする権限を有

する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十三条 事業団の職員は、理事長が任命す

る。

(運営審議会)

第二十四条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団

の業務の運営に関する重要な事項を調査審議す

る。

(運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に

意見を述べることができる。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に

意見を述べることができる。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行な

うこと。

2 事業団は、前項の規定により行なう業務のほ

か、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事

業年度における損益計算上の利益金から積み立

てられた積立金に相当する金額に政令で定める

率を乗じて得た金額の範囲内で、蘭又は生糸の

生糸の助成を行なうことができる。

2 事業団は、前二項の規定により行なう業務の

遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大

臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るために

生糸の買入と保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

3 委員の任期は、二年とする。

めの生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4 第一項第一号及び第二号に掲げる業務は、次

条から第三十三条规定に定めるところにより行

なるものとする。

(生糸の買入)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるも

の直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸（他に委託して製造したものを持む。）を

第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買

い入れることができる。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、

前項の規定による生糸の買入れに当たつて、そ

の相手方との間に、その買入れ後政令で定める

期間を経過するまでは、その者の請求により、

当該生糸をその買入れの価格に相当する額にそ

の保管に要する費用の額を加えて得た額で売り

戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買

入れることができる生糸の数量は、政令で定め

る数量を限度とする。ただし、事業団が同項の

規定により買い入れて保管する生糸を当該事業

年度に売り渡した場合（蘭糸価格安定法（昭和二

十六年法律第三百十号）第二条又は第九条の二

第一項の規定による政府の買入れの契約に基づ

いて売り渡した場合を除く。）には、当該政令で

定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量（そ

の数量が当該政令で定める数量をこえるとき

は、当該政令で定める数量）を加えて得た数量を

限度とする。

(生糸の売渡し)

第三十条 事業団は、前条第二項の約定に基づき

売り戻すほか、同条第一項の規定により買い入

れて保管する生糸（その生糸に係る第三十二条

第一項の規定による買換えによつて保管する生

糸を含む。）のうち前条第一項の規定による買入

れ後同条第二項の政令で定める期間を経過してなお保管しているものを売り渡すことができる。

2 事業団が前項の規定による売渡しをすることができるものは、繭系価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合及び生糸の価格が第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡し価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限るものとする。

事業団は、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭系価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合を除き、政令で定めるところにより、一般競争入札の方法によらなければならぬ。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法によることができる。

(生糸の買入れ又は売渡しをしない場合)

第三十一条 事業団は、次に掲げる場合には、第二十九条第一項の規定による買入れ又は前条第一項の規定による売渡しをしないものとする。

一 第二十九条第一項の申込みをした者について、その者が第三十四条第一項第二号に掲げる基準価格に達しない価格で繭を買入入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。

二 前条第一項の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

三 その他農林省令で定める理由があるとき。(生糸の買換え)

第三十二条 事業団は、第二十九条第一項の規定により買入れて保管する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、同条及び第三十条の規定にかかわらず、これを同一の種類及び数量

の生糸に買い換えることができる。この項の規定による買換えによつて保管する生糸についても、同様とする。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行なわなければならない。(乾繭の売渡し等の受託)

第三十三条 事業団は、繭の売買取引が次条第一項第二号に掲げる基準繭価に達しない価格で行なわれるおそれがあると認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第一項第二号に掲げる期間ごとに、繭の価格が同号に掲げる基準繭価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾繭の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(生糸の買入れ又は売渡しをしない場合)

第三十四条 事業団は、次の各号に掲げる価格を、当該各号に掲げる期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 基準繭価 春蚕繭及び夏秋蚕繭のそれぞれの掲立ての時期から出荷の時期までを基準として農林省令で定める期間

2 前項第一号に掲げる標準売渡し価格及び買入価格は、繭系価格安定法第二条の最高価格をこえずかつ同条の最低価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格

を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格(以下「基準糸価」という。)を基準として定めるものとする。

3 第一項第二号に掲げる基準繭価は、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる繭価水準の実現を図ることを旨として、基準糸価を参考して定めるものとする。

4 基準糸価は、繭系価格安定法第四条の規定により同法第三条第一項の標準生糸の最高価格及び最低価格を定める際、あわせて定めるものとする。

(業務方法書)

第三十五条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 事業団は、前項の規定により財務諸表を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十七条 事業団は、前項の規定により財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(財務諸表)

第三十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に、これを、出資者に送付する。

(財務諸表)

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をも含め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をも含め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をも含め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(借入金)

2 事業団は、前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、農林

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十一条 事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他農林大臣の指定する有価証券の取扱い

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するものほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

(監督)

第五章 監督

第四十四条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第四十五条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(蘭の価格に関する勧告)

第四十六条 農林大臣は、蘭の売買取引が第三十四条第一項第二号に掲げる基準蘭価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む)から蘭を買い入れるに当たつては同号に掲げる基準蘭価以上の価格によるべきことを勧告することができる。

(解散)

第四十七条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配するとができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条第二項、第二十八条第二項若しくは第三項、第三十五条第一項、第三十七条第一項又は第四十条第一項若しくは第一項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十三条第二項、第三十八条第二項若しくは第三項、第三十五条第一項、第三十七条第一項又は第四十二条の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十五条第一項又は第四十三条の規定により農林省令を定めようとするととき。

四 第四十一条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十九条 第二十六条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第八条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十一条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第二十八条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第四十二条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第四十四条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第五十二条第十二条の規定に違反した者は、一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条までの規定、附則第十八条から第十九条までの規定、同法第十八条第二号の改正規定及び同法第二十条から第二十二条までの規定(以下「日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定」という。)並びに附則第十九条及び第二十三条から第三十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定及び附則第二十条から第二十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえかづ九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 農林大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員会は、第五条各号に掲げる者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

第五条 農林大臣は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

第六条 設立委員会は、前項の規定により払込みを求められたときは、出資金の全額を払い込まなければならない。

附 則

1 第四十九条 第二十六条の規定による罰則

2 第四十九条 第二十六条の規定による罰則

3 第四十九条 第二十六条の規定による罰則

4 第四十九条 第二十六条の規定による罰則

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
6 第四十八条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。
第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
第六条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。 (日本蚕糸事業団の解散等)
第七条 日本蚕糸事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。
2 日本蚕糸事業団の解散の時までに政府から日本蚕糸事業団に対して出資された十億円は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。
3 第二項の規定により日本蚕糸事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (日本輸出生糸保管株式会社の解散等)
第八条 日本輸出生糸保管株式会社は、この法律の公布の日から起算して二月以内に商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条(定款変更の決議方法)に規定する株主総会の決議を得て、事業団の設立に際し、事業団に対してその営業の全部を出資することができる。
2 商法第二百四十五条ノ一本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四(反対株主の株式買取請求)の規定は、前項の場合に準用する。
3 日本輸出生糸保管株式会社は、第一項の規定による出資をする場合には、あらかじめ、その旨を設立委員に申し出なければならない。
4 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。
5 第一条に規定する決議があつたときは、政府の株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社が買い取つて消却したものとみなす。
6 前項の場合における株式一株の買取価格は、日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をそのまま発行済株式の総数で除して得た額とする。
7 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株主(政府及び第五条各号に掲げる者に限る。)は、その所有する株式の数に比例して、事業団の出資証券の引受人となる。
8 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時ににおいて事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。
9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。
10 商法第二百九条第四項(質権者の株券の引渡請求)の規定は、前項の質権について準用する。
11 第八項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
第九条 前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、
2 隨時に農林省に置く評価審査会が決定する。
2 前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。
3 前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。 (事業団の名称についての経過規定)
第十条 この法律の施行の際に日本蚕糸事業団という名称を使用している者については、第二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 (事業団の助成事業についての経過規定)
第十二条 事業団の最初の事業年度の第二十一条第二項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕糸事業団の解散の日の属する事業年度の開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損益計算上の利益金として政令で定めるところにより算出される金額」とする。
第十三条 事業団の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年五月三十一日に終わるものとする。
第十四条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
第十五条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは次条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「経済事情」を「経済事情並びに日本蚕糸事業団による輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸」を「日本蚕糸事業団が、買入れて保管する輸出適格生糸」に改め、同項の次に次の二項を加える。
2 前項の政令で定める期間は、日本蚕糸事業団法(昭和二年法律第二十九条第一項)第二十九条第二項の政令で定める期間を下らない期間とする。
第十五条 蘭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第百六十七号)は、廃止する。
2 前項に規定する場合においては、第五条各号に掲げる者の出資に係る金額が十億円に達するまでは、事業団は、第四条第二項の認可を受けなくて、その資本金を増加することができない。ただし、第五条各号に掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。
第十六条 日本蚕糸事業団法(昭和三十四年法律第百四号)は、廃止する。 (日本蚕糸事業団法の廃止に伴う経過規定)
第十七条 前条の規定の施行前にした廃止前の日本蚕糸事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (蘭糸価格安定法の一部改正)
第十八条 第九条の二第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは次条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「経済事情」を「経済事情並びに日本蚕糸事業団による輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸」を「日本蚕糸事業団が、買入れて保管する輸出適格生糸」に改め、同項の次に次の二項を加える。
2 前項の政令で定める期間は、日本蚕糸事業団法(昭和二年法律第二十九条第一項)第二十九条第二項の政令で定める期間を下らない期間とする。

「第九条の二第一項」を削り、「第九条の二第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「費用の額を加えて得た額」の下に「又は日本蚕糸事業團法第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡価格のいずれか高い額」を加え、同条を第九条の三とし、第九条の五を第九条の四とする。

第十二条の三中「第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」を「若しくは第九条の二第一項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条の二から第十四条の十四までを削る。

二 改正前の繩糸価格安定法第九条の二第一項

又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基づいて輸出適格生糸の買入及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なふこと。

² 前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一条第六号中「第二十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二

十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条
第一項」とする。

第二十一条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第

十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の後において、日本輸出生糸保管株式会社は上記三の並行の発見

出生系保管株式会社開設改正規定の施行の際現に日本輸出生系保管株式会社が改正前の繩糸価格安定法第九条の二第一項若しくは第九条の三

第一項の規定により締結している契約又は附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正

規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が改正前の同法第九条の二第一項若しくは第九条の二第一項の規定による

第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（附則第十八条中日本輸出生糸保険会社関係改正規定以外の改正規定

る。)の保管及び売渡しの業務を行ない、並びに

これに附帯する業務を行なうことができる。

われる場合には、第五十一条第六号中「第二十
八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二
十一条第一項から第三項まで」及下村川第二十一条

第二十一条 第二項から第三項まで及び附則第二十一条第一項」とする。

第一項又は第九条の三第一項の規定による買入
れにより政府が保有する生糸は、改正後の同法
第九条の二第四項及び第九条の三第一項の規定

<p>の適用については、改正後の同法第九条の第二項の規定による買入れにより政府が保有する生糸とみなす。</p>
<p>第二十二条 改正前の繭糸価格安定法第九条の二</p>
<p>第一項又は第九条の三第一項の規定による政府の買入れの契約は、改正後の同法第十二条の三の規定の適用については、改正後の同法第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約とみなす。</p>
<p>第二十三条 日本輸出生糸保管株式会社関係改正</p>
<p>規定の施行前にした当該改正規定による改正前繭糸価格安定法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(糸価安定特別会計法の一部改正)</p>
<p>第二十四条 糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。</p>
<p>(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)</p>
<p>第二十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第二十四条 第二項中「八郎潟新農村建設事業団」の下に「日本蚕糸事業団」を加える。(登録税法の一部改正)</p>
<p>第二十六条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十九条第七号中「日本蚕糸事業団」を「日本蚕糸事業団」に、「日本蚕糸事業団法」を「日本蚕糸事業団法」に改める。(印紙税法の一部改正)</p>
<p>第二十七条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第五条第六号ノ三ノ三を次のように改める。六ノ三ノ三 日本蚕糸事業団ノ発スル出資証券</p>
<p>(租税特別措置法の一部改正)</p>
<p>第二十八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第八十四条中、「日本輸出生糸保管株式会社」を削る。</p>
<p>(所得税法の一部改正)</p>
<p>第二十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を削り、別表第二第一号の表中日本小型自動車振興会の項の次に次のように加える。</p>
<p>(法人税法の一部改正)</p>
<p>第三十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を削り、別表第二第一号の表中日本小型自動車振興会の項の次に次のように加える。</p>
<p>(地方税法の一部改正)</p>
<p>第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕糸事業団」を削る。</p>
<p>(地方税法の一部改正)</p>
<p>第三十二条 地方税法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十二条第十一号中「日本蚕糸事業団」を「日本蚕糸事業団」に改める。</p>
<p>(農林省設置法の一部改正)</p>
<p>第三十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。</p>
<p>第十二条第四号の三の次に次の一号を加える。</p>
<p>四の四 日本蚕糸事業団の指導監督に関すること。</p>

てんする者（以下「石油ガスの充てん者」といふ。）は、その石油ガスの充てん場から移出されたりた課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

2 課税石油ガスを保稅地域から引き取る者は、

その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

（移出又は引取り等とみなす場合）

第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその充てん者に引き出しめたものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者に引き出されたものとみなす。

第六条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスをその充てん者に引き出されたものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者に引き出されたものとみなす。

（移出又は引取り等とみなす場合）

第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスをその充てん者に引き出されたものとみなす。

5 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわないとみなされた日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、その石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなむ石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

（石油ガスの充てん者等とみなす場合）

第六条 課税石油ガスが石油ガスの充てん場から移出された場合において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができないときは、当該課税石油ガスを移出した者を石油ガスの充てん者とみなして、この法律（第十六条、第十八条规定及び第二十四条並びにこの法律（石油ガスの充てん者等とみなす場合）

（移出又は引取り等とみなす場合）

保稅地域から引き取られた課税石油ガス（当該石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てん又は引取りに係る石油ガス税を免除されたもの及び石油ガスの充てん場に戻し入れられ、又は移入され現に当該石油ガスの充てん場にあらるものを除く。）が、他の自動車用の石油ガス容器に充てんされる場合には、この法律を適用しない。

（納稅地）

第八条 石油ガス税の納稅地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについて、当該石油ガスの充てん場の所在地と在地の所轄税務署長の指定した場所の所在地との限りでない。

前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなむ石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

（前項の規定に該当する場合における石油ガスの充てん場として政令で定める場合における石油ガスの充てん場の所在地位する。ただし、第六条第二項の規定に該当することその他の理由により本文の規定により難い場合として政令で定める場合における石油ガスの充てん場として政令で定める。

（第二章 課稅標準及び稅率）

（課稅標準）

第九条 石油ガス税の課稅標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保稅地域から引き取る課稅石油ガスの重量とする。

（前項の規定に該当する場合における石油ガスの充てん場の所在地位する。ただし、第六条第二項の規定に該当する場合における石油ガスの充てん場として政令で定める。

（課稅稅率）

第十条 石油ガス税の稅率は、課稅石油ガス一千ログラムにつき、十七円五十銭とする。

（輸出免稅）

第三章 免稅及び稅額控除等

2 請稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスの移出に関する明細書及び当該課稅石油ガスが前項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があった場合は、この限りでない。）

3 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課稅石油ガスをその充てん場において消費する場合において、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

該課稅石油ガスの輸出に関する明細書及び当該課稅石油ガスが輸出されたことを証する書類と課稅石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情により同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした課稅石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情によりその亡失場所のもよりの税務署又は税關の税務署長又は税關長から交付を受けた亡失證明書をもつて第二項に規定する政令で定める手続によりその亡失場所へ移出する場合には、政令で定める手續によりその亡失場所の税務署又は税關の税務署長又は税關長から交付を受けた亡失證明書をもつて第二項に規定する政令で定める手續によりその亡失場所へ移出する場合には、政令で定める手續によりその亡失場所の税務署又は税關の税務署長又は税關長から交付を受けた亡失證明書をもつて第二項に規定する政令で定める手續によりその亡失場所へ移出する。

（移出に係る課稅石油ガスの特定用途免稅）

第十二条 石油ガスの充てん者が工業用その他の用途で政令で定めるものに供される課稅石油ガスを、その石油ガスの充てん場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

（前項の規定に該当する場合における石油ガスの充てん場として政令で定める。

当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）に提出しなければならない。

5 税務署長は、取締り上必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

6 第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 第四項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実（第三項において準用する前条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じていて、当該引き取らうとする者が、政令で定める手続により、その保稅地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該課税石油ガスの特定用途免稅を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 税關長は、前項の承認をする場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税關長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場所について、石油ガス税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税關長は、その承認をしないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税關長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する前条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその死亡の場所のもとよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

7 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保稅地域から引き取られたり（次項の規定の適用を受けた又は受けなかった課税石油ガス○をその石油ガスの充てん場に移入した場合（前項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。）に相当する金額）を控除する。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後（第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後）当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

（戻入れの場合の石油ガス税の控除等）

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガス○（第三項の規定の適用を受けた又は受けるべきものを除く。）を当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん場の充てん場に戻し入れた日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項○及び第三項○において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出による控除が行なわれた場合に、その控除前の金額とするとして政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額とし、当該石油ガス税額につき納付された、又は納付されるべき石油ガス税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税）を控除する。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

6 第一項の規定による申告書に記載した控除額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の免除）

第十六条 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

（免稅の表示）

第十四条 第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当する課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出し、又は前条第一項の承認を受けて課税石油ガスを保稅地域から引き取らうとする者は、政令で定めるところにより、

（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の適用）

第十五条 石油ガスの容器に当該課税石油ガスが充てんされたとき、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

6 第一項の規定による申告書に記載した控除額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の適用）

第十六条 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

6 第一項の規定による申告書に記載した控除額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の適用）

第十七条 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

6 第一項の規定による申告書に記載した控除額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の適用）

第十八条 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

6 第一項の規定による申告書に記載した控除額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の適用）

第十九条 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガス税額に相当する金額を控除する場合に、その控除前の金額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。

4 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 前二項の場合において、これららの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

6 第一項の規定による申告書に記載した控除額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項○又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者〇は、該規定の適用を受ける者を除く。○(第三項)

当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書及びに当該戻入れ又は移入の事実を記する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けたときは、該規定の適用を受けた者に該領取をした賃貸代金に係る課税石油ガスの全部の領取をして政令で定めるところにより計算した数量の課税石油ガスを、該領取をした時に、その者が当該課税石油ガスを、該規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の基礎となつた税率とする。

相続へ包括遺贈を含む。以下同じ。)により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業(対価を受けるかどうかを問わず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることをいう。以下同じ。)を承継した相続人(包括承受者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたとき〇は、その相続人が当該石油ガスの充てん場から移出されたものとみなした課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、第一項から前項までの規定を適用する。たゞき

前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について適用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第三項又は第四項の規定による還付金につき

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 書の提出があつた日の属する月の末日

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一日を経過する日

三 次条第一項〇又は第四項〇の規定による申告書 書の提出があつた日の属する月の末日

四 第四章 申告及び納付等 (移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告)

第十六条 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月(当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスの重量

二 第十一条又は第十二条の規定による石油ガス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量

三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量(以下「課税標準数量」という。)

四 課税標準数量に対する石油ガス税額

五 前条第一項、第二項〇若しくは第四項又は第五項の規定による納付)

他の法律の規定による控除を受けようとする場合は、その適用を受けようとする石油ガス税額(前号に掲げる石油ガス税額のうち既に確定したものと含む。)

六 第四号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する

(引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等)

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する石油ガス税を、國に納付しなければならない。

(移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付)

第一項又は第二項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する石油ガス税を、國に納付しなければならない。

(引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等)

第十九条 保税地域から引き取られる課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地

の所轄税関長が当該引取りの際徵收する。
第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の〇翌月末日を納期限として徵收する。

あるときは、当該不足額八 その他参考となるべき事項

若しくは、
五、前条第一項又は第四項の戻入れをした者〇又は、局第三項の承認を受けた者〇は、前項の規定による申告書の提出を要しない。

〇は、前項の規定による申告書の提出を要しない

五、前条第一項〇又は第四項〇の規定による申告書の提出があつた日の属する月の〇翌月末日を納期限として徵收する。

二 月において、同条第一項〇又は第四項〇の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、當該還付を受けた石油ガスの充てん場に提出することができる。

〇又は、前項の規定による申告書を当該戻入れをした場所〇の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

〇又は、前項の規定による申告書を当該戻入れをした場所〇の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の〇翌月末日を納期限として徵收する。

ガス又は」に改める。

第五条第三項ただし書中「又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)を「、揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)又は石油ガス税法第五条第三項(引取りとみなす場合)に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号別記以外の部分中「揮発油税の収入額の予算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。)を、「揮発油税の収入額の決算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。)を加え、同項第一号及び第二号中「揮発油税」を「揮発油税等」に改める。

15¹⁶ 第一条第一項中「揮発油税の収入額の二分の一に相当する金額」の下に「及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額」を加える。

国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「(石油ガス税については、石油ガスの充てん場とする。)」を加える。

ガス又は」に改める。

17¹⁸ 第一条第一項中「揮発油税の収入額の二分の一に相当する金額」の下に「石油ガス税」を加える。

一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「(石油ガス税については、石油ガスの充てん場とする。)」を加える。

〔西田信一君登壇、拍手〕

○西田信一君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

昭和四十年度において、低温、台風等による水陸橋の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが著しく増加した等のため、同勘定の支払いに財源に不足を生ずることが見込まれるので、本案は、その不足を埋めるため、一般会計から十六億三千百万円を限り、同勘定に繰り入れることができます。

委員会におきましては、農業共済基金の来年度の資金計画等について質疑がなされました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

昭和四十年度税制改正の一環として、本税案は、昭和四十年度税制改正の関係をどう考えるか、等について質疑がなされました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところに問題があり、新規課税が国民生活にどういう悪影響があるかを考えるべきである」との反対意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年十二月二十八日

参議院議長　重宗　雄三殿

衆議院議長　山口喜久一郎

(小字及び
は衆議院修正)

石油ガス譲与税法案

石油ガス譲与税法

〔石油ガス譲与税〕

第一条 石油ガス譲与税は、石油ガス税法(昭和四十年法律第号)の規定による石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額とし、都道府

期限の延長、免税制度、記帳義務等、他の間接国税の例によって、それぞれの規定を設けておりまます。また、石油ガス税の収入額の二分の一は、別途石油ガス譲与税法案の規定に従つて、都道府

等に譲与することとしております。

なお、衆議院において、税率は本則のみであつたのを、昭和四十一年十二月三十一日までは一千ログラム五円に、昭和四十二年十二月三十一日までは十円と軽減する経過措置を設けるとともに、納期限の一月延長、施行期日を昭和四十一年二月一日とする等の修正がなされたものであります。

委員会の審議におきましては、衆議院修正提案者及び政府側に対し、衆議院の三党共同修正案は各党間の十分な検討の結果によるものであるか、

修正に伴う予定税収の減収額はどうか、財源措置者及び政府側に対し、衆議院の三党共同修正案は各党間の十分な検討の結果によるものであるか、

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

石油ガス譲与税法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君)　この際、日程に追加して、

石油ガス譲与税法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君)　御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君)　御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君)　御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に掲載〕

○議長(重宗雄三君)　御異議ないと認めます。

（譲与の基準）

（譲与するものとする。）

第一条 石油ガス譲与税は、都道府県及び指定市に對し、毎年四月一日現在における各都道府県内に存する一般国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

第二条 前項の場合においては、石油ガス譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積であん分するものとする。

第三条 第一項の道路の延長及び面積は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他事情を參照して、自治省令で定めるところにより補正することができる。（譲与時期ごとの譲与額）

第三条 石油ガス譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
八月	前年度三月における同月において収納額の見込額と同月において収納した石油ガス税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額

第六条 自治大臣は、石油ガス譲与税を都道府県及び指定市に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を

十二月

八月から十一月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額

三月

十二月から二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と二月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額との合算額の二分の一に相当する額

2

前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができないなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれらから減額するものとする。（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第四条 各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガス譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガス譲与税の額とする。（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第五条 都道府県知事及び指定市の長は、自治省令で定めるところにより、石油ガス譲与税の額の算定に用いる資料を自治大臣に提出しなければならない。

（譲与すべき額の算定に用いる資料の提出義務）

官報（外）

譲与時期ごとに譲与すべき額

八月

前年度三月における同月において収納額の見込額と同月において収納した石油ガス税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額

増加し、又は減少する必要が生じたときは、自治省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び指定市に譲与すべき額とするものとする。（石油ガス譲与税の用途）

第七条 都道府県及び指定市は、譲与を受けた石油ガス譲与税の総額を道路に関する費用に充てなければならぬ。

（指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例）

第八条 新たに指定市に指定があり、当該指定市の長又は当該指定市が道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する管轄を行なうこととなつた場合における第二条の規定の適用の特例については、政令で定める。

（指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例）

第九条 新たに指定市に指定があり、当該指定市の長又は当該指定市が道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する管轄を行なうこととなつた場合における第二条の規定の適用の特例については、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

3 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条 第二項中「当該道府県の地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加え、「及び地方道路譲与税」を「地方道路譲与税及び石油ガス譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県納付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、附則第三項、第四項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

十三 石油ガス譲与税

項中

〔十三 石油ガス譲与税〕

〔び都道府県納付金〕

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額及び同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第二百一十一号）第二条の規定によつて算定した額

十四、都道府県交付金及び
道府県納付金

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する新設大規模償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

十一、市町村交付金及
び市町村納付金

- (1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
- (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの

改め、同表市町村の項中

- (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十一条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
- (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの

十一 石油ガス譲与税

昭和四十年十二月二十九日 参議院会議録第五号

石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額

十二、市町村交付金及び市町
村納付金

- (1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
 - (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの
- 第一項の規定により自治大臣が配分して通知した当該固定資産の価格

に

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の二及び第三十三号の三中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

第六条第一号中「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加え、同条第六号及び第七号中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

第七号中「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加え、同条第十二号中「昭和三十一年法律第一百三十二条」の下に「石油ガス譲与税」を加える。

(昭和四十年法律第二百三十二条)を、「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加える。

第十七条第四号の二中「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加える。

(地方道路譲与税法の一部改正)

6 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第二百三十二条)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第三条の二 各都道府県及び指定市に対する前

条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額とする。

○沢田一精君 ただいま議題となりました石油ガス譲与税法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。本法律案は、都道府県及び指定市における道路財源の充実強化をはかるため、国において徴収する石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額をこれら地方団体に譲与するものとし、譲与の基準、時期及び用途等を規定したものであります。施行とおりましたので、別途、石油ガス譲与税法修正等に照應し、衆議院において施行期日を同年二月一日とする等の修正を行なつたものであります。

委員会におきましては、永山自治大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重審査を行ないました。が、その詳細は会議録によつてごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案は可決せられました。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって

○議長(重宗雄三君) ここに、本年の議事を終わるためにあたり、議長といだしまして一言ございさつを申し上げます。(拍手)

本年は幾多の重要な案件の審議が行なわれ、その間に、種々の問題もありましたが、諸君の絶大なる御協力により、本院の使命を果たし、円満に本年の議事を終えることができましたことは、議長といたしましてまことに喜びにたえません。

ここに、衷心より敬意を表しますとともに、諸君が佳き年を迎えて、民主政治発展のため、一そく御健闘あらんことを祈つてやみません。

(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	河野	重宗	原田	林	黒柳	片山	市川	浅井	植木
鬼木 勝利君											
瓜生 清君											
矢追 秀彦君											
石本 茂君											
中尾 辰義君											
森田 タマ君											

和田	北條	鶴一君	田代富士勇君
野崎	宮崎	正義君	中上川アキ君
前田	佳都	一精君	二木 謙吾君
林田	正治君	浩之君	多平 芳平君
渋谷	和泉	鷹嘉君	伊藤 吉江
山内	宮崎	覺君	辻 武寿君
園田	山内	邦彦君	柳田桃太郎君
藤田	和泉	茂嘉君	木暮武太夫君
八田	山内	一弘君	鈴木 伸
木村	園田	正雄君	正明君
内田	宮崎	一郎君	一郎君
熊谷	山内	清充君	清充君
日高	木村	正雄君	山本茂一郎君
石井	八田	一朗君	船田
稻浦	内田	一朗君	木暮武太夫君
川野	熊谷	正雄君	辻 武寿君
鹿島	日高	一郎君	柳田桃太郎君
横山	石井	一郎君	木暮武太夫君
青柳	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
平島	川野	一郎君	木暮武太夫君
古池	鹿島	正雄君	木暮武太夫君
高橋	横山	一郎君	木暮武太夫君
木村	青柳	正雄君	木暮武太夫君
内藤	平島	一郎君	木暮武太夫君
熊谷	古池	正雄君	木暮武太夫君
日高	高橋	一郎君	木暮武太夫君
石井	横山	正雄君	木暮武太夫君
稻浦	青柳	一郎君	木暮武太夫君
川野	平島	正雄君	木暮武太夫君
木村	古池	正雄君	木暮武太夫君
内藤	高橋	正雄君	木暮武太夫君
日高	横山	正雄君	木暮武太夫君
石井	青柳	正雄君	木暮武太夫君
稻浦	川野	正雄君	木暮武太夫君
川野	木村	正雄君	木暮武太夫君
鹿島	内藤	正雄君	木暮武太夫君
横山	日高	正雄君	木暮武太夫君
青柳	石井	正雄君	木暮武太夫君
平島	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
古池	川野	正雄君	木暮武太夫君
高橋	木村	正雄君	木暮武太夫君
横山	内藤	正雄君	木暮武太夫君
青柳	日高	正雄君	木暮武太夫君
平島	石井	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高	正雄君	木暮武太夫君
古池	稻浦	正雄君	木暮武太夫君
高橋	川野	正雄君	木暮武太夫君
横山	木村	正雄君	木暮武太夫君
青柳	内藤	正雄君	木暮武太夫君
平島	日高		